

重点戦略3 人を惹きつける生涯居住の地域づくり

施策(1) 学生のUターンや県内就職の促進

1) 県外大学に進学した学生のUターン就職の促進

① 県外に進学した学生に対して、本県企業の魅力や本県の生活環境などの情報発信の強化を図ります。

- ・就職支援協定締結大学と連携し、キャンパス内における就職セミナーを開催するなど、本県での就職促進に向けた取組みを推進します。
- ・学生向け就職支援ポータルサイトにより、本県企業の魅力、良好な生活環境、企業説明会などの情報を発信します。

② 首都圏等において学生と企業とのマッチング機会の充実を図ります。

- ・「いしかわ就職・移住総合サポートセンター（仮称）」及び首都圏でのワンストップ窓口を活用し、学生も含めたあらゆる求職者と県内企業との一元的なマッチングを推進します。
- ・東京、大阪など、大都市圏において本県企業の魅力発信セミナーや合同企業説明会を開催します。

2) 高等教育機関の集積を活用した県内大学の学生の定着促進

① 高等教育機関と連携し、本県企業と学生とのマッチングや、若手社員等との交流の機会を提供します。

- ・インターンシップのマッチングに向けた交流会、合同企業説明会・面接会を開催します。
- ・県内大学生と県内企業との交流会（若手社員と大学生、女性社員と女子大学生など）を開催します。

② 企業の魅力などの情報発信を強化するとともに、企業の採用力強化を図ります。

- ・学生向け就職支援ポータルサイトにより、本県企業の魅力、良好な生活環境、企業説明会などの情報を発信します。【1）-①参照】
- ・人事担当者を対象とする専門家によるセミナーを行うなど採用力強化や学生向けPR資料等の改善を支援します。

3) ふるさと教育の充実と魅力ある文化の活用

① 石川の文化や歴史・自然・産業を学び、郷土の素晴らしさについて理解を深め、ふるさと石川に対する誇りと愛着を醸成します。【重点戦略9-施策(1)-1)-①参照】

② 本県の魅力ある文化を県外に発信し、交流人口のみならず定住人口の拡大にもつなげます。【重点戦略2-施策(1)-1)-①参照】

施策(2) 県外からの移住・定住の促進

1) 大都市圏から石川への人の流れの形成

① 移住希望者に対して、本県の魅力を含めた移住に関する情報を発信します。

- ・「いしかわ就職・移住総合サポートセンター（仮称）」及び首都圏でのワンストップ窓口を活用し、学生も含めたあらゆる求職者と県内企業との一元的なマッチングを推進します。【施策(1)-1)-②参照】
- ・首都圏における移住促進イベント、移住専門機関、移住専門誌やホームページなどを活用し、本県の魅力や移住に関する情報を発信します。

② 移住希望者が地域の魅力に触れ合える機会を提供することで、本県への移住を後押しします。

- ・本県での暮らしぶりを体験する様々な機会を提供します。

③ 地域が移住者を受け入れるための環境整備や意識醸成に取り組みます。

- ・移住サポーターにより移住者に対して地域情報の提供を行うなど、相談体制を構築します。
- ・移住者の受け皿となりうる空き家バンク登録を促進します。
- ・移住者受入れの意識醸成を図るため、研修会を開催します。

2) 産業面からのアプローチ

① 企業の本社機能の立地促進や次世代産業の創出等を通じて魅力ある雇用の場を創出し、若い世代を中心とした石川への人の流れをつくります。

② 県内外から幅広く新規就農者を確保します。【重点戦略5-施策(3)-②参照】

施策(3) にぎわいのあるまちづくり

1) 市街地のにぎわいづくり

① 市街地のにぎわい創出と活力づくりに取り組みます。

- ・地元のまちづくり協議会等との協働により、地域固有の文化、商業、観光資源を活かしながら、沿道の街なみと一体となった道路整備を進めます。【重点戦略1-施策(2)-6-②参照】
- ・商業活性化推進基金等を活用したイベントの開催など、にぎわい創出を支援します。
- ・地域の実情に即した集約型のまちづくりを支援します。
 - ◇医療・福祉・商業等の都市機能と居住を一定エリアに集約する市町のまちづくりを支援します。
 - ◇市街地再開発事業による商業や都市居住空間の整備を促進します。
- ・金沢港や金沢駅周辺と一体となった副都心の機能強化を進めます。

② 増加する空き家と老朽化したビルの再生によるまちづくりを支援します。

- ・市町の空き家対策を後押しするため、市町相互間の連絡調整会議や専門的な相談窓口を設置し、空き家バンク登録を促進します。
- ・市街地再開発事業により、老朽化したビル等の建て替えを促進します。

③ 交通利便性や拠点性の高い地域における良好な市街地の形成を推進します。

- ・駅やインターチェンジ周辺等の交通利便性が高い地域や、都市機能の集積等により拠点性の向上が見込まれる地域において、質の高い市街地の形成を支援します。

2) 自主的・主体的に地域づくり活動に取り組む気運の醸成

① 地域に誇りと愛着を持ち、自主的・主体的に行う地域づくり活動の核となる担い手の育成を進めます。

- ・地域づくり人材を育成するための研修などを支援します。

② 地域づくり団体のネットワークづくりを進めます。

- ・地域づくり団体の交流機会の提供や先進的な地域づくり活動を行っている個人や団体の紹介などを支援します。

③ 専門家の助言による地域づくり活動への支援を進めます。

- ・地域づくり団体に対し、地域づくりの専門家による助言を得る機会の提供を支援します。

3) 良質な生活基盤の形成

① 全ての人々が安心して快適に移動できるまちづくりを推進します。

- ・歩行者・自転車利用者にやさしいみちづくりを進めます。【4)-③参照】
- ・ノンステップバスの導入や、駅・バス等のバリアフリー化を促進します。
- ・公益的建築物や住宅のバリアフリー化を促進します。

② 緑の空間の創造と利活用の充実を図ります。

- ・県営公園の整備を進めるとともに、イベント開催などによりその利活用を図ります。
- ・地域の緑化活動のリーダー的な役割を担う緑と花のまちづくり推進員の育成に取り組むとともに、官民による緑の空間づくりを進めます。

③ 地域の魅力を活かした川づくりを進めます。

- ・生物の生息・生育環境及び河川景観を保全するため、多自然川づくりを進めます。
- ・住民が身近に親しめる憩いの場としての水辺づくりを進めます。
- ・地域住民・企業と連携し、河川の美化等を進め、水辺環境の向上を図ります。

④ 水環境を保全するため、生活排水処理施設の整備を進めます。

- ・地域の状況に応じた効率的な手法による生活排水処理施設の整備を促進します。

⑤ 建替えや改修により、セーフティネットとしての公営住宅の適切な維持管理と整備を図ります。

⑥ 携帯電話の不感地帯の解消などの情報通信基盤の整備に取り組みます。

⑦ 持続可能な地域づくりを推進するため、地域間の連携を促進しようとする地域住民の話し合いや市町間の連携による合意形成の取組みを促進します。

⑧ 国や市町等と連携して、鉄道や生活路線バス等、地域特性に応じた公共交通の維持確保及び利用促進に努めます。

4) 豊かな暮らしを支える快適なみちづくり

① 円滑な自動車交通を確保する道路整備を進めます。

- ・環状道路の整備等によるまちなかの通過交通の排除や、「すいすい交差点」(※)の整備等によるボトルネックの解消、既存道路の拡幅、線形改良等により、円滑な自動車交通の確保を図ります。

※ すいすい交差点・・・右折レーンが設置されていないために交通渋滞が発生している交差点において、用地買収を行わず、既存の中央分離帯や植樹帯等を有効活用して道路幅員構成を見直す交差点改良。

② 人と環境にやさしい都市交通体系の構築により、公共交通の利便性向上と利用促進を図ります。

・関係機関と連携し、バス専用レーンやパーク・アンド・ライドの導入を進めるなど、公共交通の利便性向上と利用促進を図ります。

③ 歩行者・自転車利用者にやさしいみちづくりを進めます。

・歩道の整備や無電柱化を進めるとともに、既存の道路空間を活用し、地域の実情に応じた自転車通行空間の確保に取り組みます。

④ 地域の活性化を支援するみちづくりを進めます。

・地域の拠点施設や幹線道路へのアクセス道路、地域間連絡道路の整備を進めます。